

特別管理産業廃棄物排出源別一覧表（廃油）

排 出 源		物 質 名															
業 種	施 設	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1,4-ジオキサン
19. 紡績業又は繊維製品製造業 若しくは加工業	ト 染色施設 チ 薬液浸透施設	○	○				○	○	○								
21. 化学繊維製造業	ハ 原料回収施設			○			○								○		○
23. パルプ、紙又は紙加工品製造業	リ セロハン製膜施設														○		
23 の 2. 新聞業、出版業、印刷業又は製版業	現像洗浄施設等	○	○	○			○	○	○								
28. カーバイド法アセチレン誘導品製造業	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設					○											
33. 合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設 ニ 静置分離器			○	○	○	○			○					○		○
37. 第 31 号から第 36 号に掲げる事業以外の石油化学工業	チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設																○
38 の 2. 界面活性剤製造業	反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）																○
41. 香料製造業	ロ 抽出施設	○	○	○	○		○	○							○		
47. 医薬品製造業	ニ 混合施設	○	○	○	○	○	○	○	○						○		○
49. 農薬製造業	混合施設										○						
50. 第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬製造業	試薬製造施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○
51. 石油精製業	ホ 潤滑油洗浄施設	○					○	○	○								
53. ガラス又はガラス製品製造業	イ 研磨洗浄施設			○					○								
66. 電気めっき施設		○	○	○	○	○	○	○	○								
66 の 2. エチレンオキシド又は 1,4-ジオキサンの混合施設																	○
67. 洗濯業	洗浄施設	○	○		○	○	○	○	○								
71 の 2. 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	イ 洗浄施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○
71 の 5. トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設		○	○	○													
写真感光材料製造業	溶解施設			○													
廃油の蒸留施設（対象物質の回収を行うものに限る。）																	○
対象物質による表面処理施設		◎	◎	○	○	○	●	◎	○						○		○
対象物質を含有する塗料を使用する塗装施設																	○

●トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は 1,1,1-トリクロロエタンによる表面処理
◎トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンによる表面処理
(注) 業種番号と施設記号は水質汚濁防止法施行令別表第 1 による。